

～ 給食費 おさめておいしい学校給食 ～

学校給食の食材費は、父母の皆様が払っていただく
【給食費】でまかなわれています。

《 保護者の皆様 》

給食費の未納が増えると、給食の内容に大きな影響を与えることになります。
給食費は忘れずに納めてくださいますようお願いいたします。

経費の負担 は下記のとおりです。

1. 学校給食の実施に必要な管理運営費（施設の保守、設備費、光熱水費、人件費、その他の運営に関する経費）は、すべて市が負担しています。
2. 給食費は、給食をうける児童・生徒の保護者の負担とし、納付された給食費は、全額食材費に使われます。

学校給食費 4月から2月までの11回の分割支払いです。

- ① 中学生 年額 49,500円 【月額 4,500円】 （1食あたり250円）
- ② 小学生 年額 44,000円 【月額 4,000円】 （1食あたり220円）

■令和6年度の納期限

4月（1回目）： 令和6年4月25日
5月（2回目）： 令和6年5月10日
6月（3回目）： 令和6年6月10日
7月（4回目）： 令和6年7月10日
8月（5回目）： 令和6年8月13日
9月（6回目）： 令和6年9月10日

10月（7回目）： 令和6年10月10日
11月（8回目）： 令和6年11月11日
12月（9回目）： 令和6年12月10日
1月（10回目）： 令和7年1月10日
2月（11回目）： 令和7年2月10日

給食費のお支払い方法について

1. 納付書でお支払いする場合

- ・当初通知書を4月中旬頃に各家庭に送ります。
- ・通知書には、4月～2月までの納付書が11枚付いております。各支払い月の納付期限までに、**金融機関窓口**又は**コンビニエンスストア**でお支払いください。
 - ※スマートフォンによるキャッシュレス決済も可能です。
 - ※納付期限を過ぎた納付書でのお支払いは出来ません。
 - ※納付期限を過ぎた場合には、豊見城市立学校給食センターで納付書を再発行いたしますので、ご連絡ください。

2. 口座振替をご利用する場合

金額 ※小学生の場合	口座引落日
月額 4,000 円×11 回 (4 月～2 月)	毎月 10 日 (4 月のみ 25 日) (土、日、祝日の場合は翌営業日)

- ・口座振替をご希望の方は、家庭に届いた当初通知書を持参のうえ、各金融機関窓口でお申し込みください。
 - ※口座振替の申込をした場合によって口座振替が開始となる時期が変わります。
 - ※Web 口座振替サービスによる口座振替の申込も可能となります。
- 【Web 口座振替サービスの対象金融機関】
沖縄銀行、琉球銀行、沖縄海邦銀行、ゆうちょ銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫

3. 児童手当の一部を給食費に充てる制度を活用する場合

- ・6月、10月、2月に支給される児童手当の一部を、学校給食費の支払いに充てる制度をご利用いただけます。ご希望の方は、「児童手当・特例給付に係る学校給食費の徴収等に関する申出書」を豊見城市立学校給食センターへご提出ください。
 - ※豊見城市から児童手当を受給している保護者のみ利用可能となります。

4. 就学援助制度を活用する場合

- ・豊見城市教育委員会では、学校で必要な学用品代や学校給食費などの一部援助しております。令和6年度の就学援助制度の詳細内容や申請時期等については、豊見城市教育委員会学校教育課までお問い合わせください。

※就学援助制度に関する問い合わせ先

豊見城市教育委員会 学校教育課

所在地：豊見城市宜保一丁目1番地1（豊見城市役所4階）

電話番号：098-850-0035

学校給食費保護者支援事業について

- ・豊見城市立給食センターでは、保護者の皆様から頂いている学校給食費で使用する食材の購入を行っています。
- ・しかし、近年の物価の高騰や天候不順による食材費の変動により、保護者の皆様から頂いている給食費だけでは、目指している栄養価や献立内容の維持が困難な状況になってきました。
- ・市ではこのような状況を打破するため、令和2年度から「学校給食費保護者支援事業」を開始しました。同事業では、保護者の皆様から頂く学校給食費に上乘せする形で給食費の支援を実施しています。令和5年度は、小学生で月額 800 円、中学生で月額 900円の支援を行っています。
- ・この事業によって、保護者が負担する学校給食費を増額することなく、栄養価の充足の向上や学校給食の献立内容の充実を図ることができます。
- ・引き続き、栄養バランスの良い、安心・安全でおいしい学校給食を提供していきますので、保護者の皆様におかれましては、ご理解・ご協力頂きますよう宜しくお願いします。